

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2011 TIPLO, All Rights Reserved.

## TIPLO News

2011年10月号(J146)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

### 今月のトピックス

- 01 無効審判で「デザインに創作性がない」ため取り消された容器意匠係争  
知的財産裁判所は知的財産局に勝訴判決
- 02 POLO 商標係争で英国企業が敗訴
- 03 海賊版の巣窟であるサイト「嘟嘟論壇」所有者を逮捕
- 04 「誤解を招きやすい」比較広告  
公平交易委員会が10万新台湾ドルの課徴金
- 05 処方薬の不正競争に公平交易委員会初めて処罰  
薬品会社1新台湾ドルで落札に300万新台湾ドルの課徴金
- 06 日台提携 中国語電子書籍市場を共同で開拓  
城邦と講談社が「華雲数位」を立ち上げ
- 07 Google が台湾にクラウドデータセンターを設置
- 08 稀にみる1億米ドル規模の大型投資計画  
「エルピーダ-瑞晶 の后里 R&D センター計画」が審査を通過
- 09 台湾 IT 競争力が世界13位に
- 10 WEF の「2011年国際競争力ランキング」  
台湾の競争力はスコア上昇するも順位変わらず
- 11 BERI 2011年第2次「投資環境リスク評価報告」  
台湾の投資環境は世界3位

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 商標権関連

Adidas（アディダス）、Jump（ジャンプ）商標対戦が、知的財産裁判所に蔓延六年にわたる訴訟は、行政裁判所の上、下級審による雲泥の差がある判決で、世界から嘲笑される虞、知的財産裁判所に審理を差戻し

### 02 著作権関連

音楽著作権協会のカラオケ使用報酬の引き上げについて、知的財産裁判所による不許可の判決

---

## 今月のトピックス

### J110920X1

#### 01 無効審判で「デザインに創作性がない」ため取り消された容器意匠係争 知的財産裁判所は知的財産局に勝訴判決

フェレロ（FERRERO S.P.A）は呉〇〇が設計した化粧品「容器」の意匠が世界的に知名度の高いチョコレート「フェレロ・ロシェ（中国語名：金莎巧克力）」の外観デザインに類似しているとして無効審判を請求した。知的財産局は創作性がないと判断して意匠登録を取り消したため、呉〇〇はこれを不服として行政訴訟を提起していたが、このたび知的財産裁判所は呉〇〇に敗訴を言い渡した。【知的財産裁判所行政判決-100 行専訴 46-20110831】

呉〇〇の主張によると、自分が設計した「容器」はすでに中国と米国で意匠登録している。その意匠は物品を装填する容器であり、現在は化粧品を装填している上、容器本体を再利用できるため、フェレロのチョコレート「フェレロ・ロシェ」とは異なる。さらにチョコレートの国際工業デザイン分類コードは自分が設計した容器の分類コードとは異なり、物品の空間形態や売り場における陳列場所も異なるため、消費者の誤認混同を招くおそれはない。

しかしながら、フェレロは「フェレロ・ロシェ包装」7タイプを証拠として提出して、呉〇〇が「フェレロ・ロシェ包装」の外観デザインを直接自らの「容器」に転用しており、全体の設計には特異的な視覚効果がなく、創作性をそなえていないことを証明した。

判決によると、「金莎吸引力、凡人無法擋（誰もフェレロ・ロシェの魅力を拒めない）」という広告が1993年から1998年に様々なメディアに掲載され、これは呉〇〇が2004年2月9日に意匠登録する以前のことであり、フェレロ・ロシェの外観デザインが先行技術だといえる。また知的財産局は特許法第110条第4項に規定されている登録してはならない意匠に基づき、フェレロの無効審判の請求は成立すると認定して呉が取得した意匠権を取り消したが、この処分に誤りはない。

知的財産裁判所によると、各国の特許法及び特許審査基準において意匠に関する規定が我が国とは同じではなく、当該容器が中国及び米国で意匠権を取得していることは、それが当該国の意匠要件を満たしていることを証明するだけにすぎず、我が国の意匠要件を満たすか否かとは関係がない。(2011.09)

### J110905X2

#### 02 POLO 商標係争で英国企業が敗訴

著名な商標「POLO」を巡り台湾で係争が発生したが、最終的に英国企業の敗訴となった。【最高行政裁判所裁定-100 裁 1919-20110811】

英国保羅國際有限公司（香港）（英語名：the United Kingdom Paul International Ltd(HK)、以下「英国保羅國際」）は2008年12月に台湾で皮革バッグ、衣服、靴、靴下等を指定商品として商標「SANTA ROBERTA POLO」の登録を出願したが、知的財産局から当該商標は1980年に次々と我が国で登記された米国「POLO」シリーズの商標（「POLO JEANS CO.」、「POLO BY

RALPH LAUREN]、「POLO」等を含む)と類似しており、消費者に誤認混同を招かせるおそれがあるとして、拒絶査定を受けた。

英国保羅国際はこれを不服として知的財産裁判所に告訴を提起し、「POLO」はスポーツのポロを意味しておりよく使われる単語であり、誰の独創でもなく、識別性が弱い上、当該商標を「POLO」シリーズ商標と比べると POLO の文字は同じだが、全体の文字、頭文字、主要部分ともに異なると主張した。しかしながら知的財産裁判所は英国保羅国際の訴えを棄却。さらに上訴されたが、最高行政裁判所の裁判官合議体は英国保羅国際の敗訴を確定した(2011.09)

#### J110923X3

### 03 海賊版の巣窟であるサイト「嘟嘟論壇」所有者を逮捕

会員数 120 万人に上る著名サイト「嘟嘟論壇」(<http://twdudu.com>)の所有者である陳〇〇が約 100 本の人気映画と成人映画を不特定のネットユーザーにダウンロード・鑑賞させた疑いがあったため、刑事局は 9 月 22 日陳容疑者宅を捜査し、証拠を押収して逮捕した。当該サイトの著作権侵害額は 1 億 6 千万新台幣ドル以上に達すると推算されている。

米国フォックス等の大手映画会社 8 社は先日台湾の著作権保護基金を通じて刑事局偵九隊一組に対し、「嘟嘟論壇」が深刻な著作権侵害を行っていると通報した。警察が調べた結果、当該サイトは捜査の手から逃れるためにすべてのデータを米国フロリダ州の管理代行会社のサーバに保存していたことが分かった。数十個の疑わしいアカウントの使用習慣や大量のネット及び通信データを分析した結果、高雄小港区在住の陳容疑者がサイトの所有者であることを突き止めた。9 月 22 日警察は陳容疑者の自宅を捜索し、犯罪に使用しているコンピュータ、バックアップファイル、著作権を侵害した光ディスク、帳簿等を押収した。

当該サイトの会員数は 100 万人以上に上るため、売上高が多い。その最大の特徴は営利とボーナスの制度を完備していることだった。違法サイトでボーナス制度まで完備しているケースは初めてで、捜査にあたった警察関係者を驚かせた。

#### J110921X4

### 04 「誤解を招きやすい」比較広告 公平交易委員会が 10 万新台幣ドルの課徴金

公平交易委員会(公正取引委員会)は、求人求職サイト「yes123 求職網」を運営する一二三生活科技股份有限公司(英語名: 123 Co., Ltd., 以下「yes123」)が 2011 年 2 月新聞に「yes123 有七成以上企業不在 104 找人(yes123 の取引企業 7 割以上は 104 で求人せず)」という広告を載せた。これは読む者に「網路求才的企業有七成以上不在 104 找人(ネットで求人する企業の 7 割以上は 104 で求人せず)」と誤解を招きやすく、公平交易法(公正取引法)第 24 条の規定に違反するため、「yes123 求職網」に対して 10 万新台幣ドルの課徴金を課す決議を行った。

yes123 側によると、比較広告は海外で盛んに行われており、幅広く使用され、著名ブランドも同業者との比較広告を経常的に行っている。本広告の比較のタイトルは事実であり、誤解を招くものではない。

公平交易委員会はそれに対して、台湾も比較広告の使用が許されているが、誤解を招く可能性があればそれは問題であるとの見方を示している。今回通報された yes123 の広告 3 件のうち、バスとテレビでの広告については処罰されていない。(2011.09)

#### J110907X4

### 05 処方薬の不正競争に公平交易委員会初めて処罰 薬品会社 1 新台幣ドルで落札に 300 万新台幣ドルの課徴金

薬品会社の和安行股份有限公司(英語名: HOAN PHARMACEUTICALS LTD., 以下「和安行」)は 1 新台幣ドルで医学中心(大型医療機関)の注文を落札し競合業者を追い落としたが、公平交易委員会(公正取引委員会)は「不正な方法での競争制限行為」と認定し、公平

交易法（公正取引法）第 19 条第 3 号の規定に基づいて、和安行に 300 万新台湾ドルの課徴金を課した。

本件は公平交易委員会が初めて薬品会社を処罰したケースとなった。これまで薬品に係わるケースを処理したことはあったが、多くは不実の広告や薬効の誇大広告を行う OTC 医薬品（市販薬）が対象だった。処方箋医薬品（処方薬）の競争方法に係わる処罰はこれが初めて。同時に薬品会社の「手口」もまれにみるもので、同委員会は公平交易法第 19 条第 3 号の「不正な方法」にあたることを認定して処罰した。

1 新台湾ドル落札が起きた原因は、いかなる処方薬も大型医療機関で採用されるには「実績」が必要なことにある。つまり大型医療機関における使用証明がないと、その他の病院での価格比較手続きに入れてもらえない。処方薬が大型医療機関で採用してもらうための要件となっているのだ。

本件の和安行は 2005～2007 年に Lundbeck（中国語名：隆柏）社製の抗鬱剤「立普能膜衣錠（Lexapro® 5mg Film-Coated Tablets）」を独占販売していた。2008 年に Lundbeck が本薬の処方を開放したため、東竹有限公司（East Bamboo Co., Ltd.、以下「東竹公司」）がジェネリック医薬品「抑鬱錠（Escitalopram、つまり Lexapro と同じ成分）」の販売を開始し、これは台湾で初めての製薬会社の主成分と同じジェネリック医薬品の同時販売となった。つまり和安行の目の前に競合者が登場したのだ。

東竹公司は大型医療機関へ参入する「鍵」を手に入れるため、高雄医学院大学付属の中和記念医院における薬品調達入札で落札しようと積極的に動いていた。東竹公司のジェネリック医薬品はコストが安いのにに対して、和安行が製造元から輸入する医薬品はコストが高い。東竹公司が「参入の鍵」を手に入れるのを阻止するため、和安行は 1 粒 1 新台湾元で落札した。

東竹公司は同医院の「参入の鍵」を取得できなかった後、2008 年～2010 年 11 月に多くの大型医療機関における薬品調達入札で排除された。

公平交易委員会によると、和安行の製造元からの輸入医薬品と東竹公司のジェネリック医薬品は当時の国民健康保険給付額（薬価）がそれぞれ 1 粒あたり 34.4 新台湾ドルと 27.5 新台湾ドルだった。つまり同じ成分であるにもかかわらず輸入医薬品はジェネリック医薬品よりも 1 粒あたり 6.9 新台湾ドル高かった。和安行は 6.9 新台湾ドルだけ値下げして入札すれば同じ目的（落札）を達成できたにも拘わらず、1 新台湾ドルという極端な方法で落札し、東竹公司の参入を阻止したのは不正競争にあたる。(2011.09)

## J110923X5

### 06 日台提携 中国語電子書籍市場を共同で開拓 城邦と講談社が「華雲数位」を立ち上げ

城邦媒体控股集团（Cite Media Holding Group、以下「城邦」）と日本の講談社は合併で「華雲数位股份有限公司」を設立し、台湾を起点とし、中国、香港、さらには世界で中国語デジタル出版を行っていく。まずは人気の小説とコミックの電子書籍を発売する。

これは城邦にとって英 BBC に続く外国出版グループとの提携となり、中国市場に照準を定めている。100 年以上の歴史を持つ講談社にとっても初の海外電子書籍出版会社となる。

講談社の野間省伸代表取締役社長によると、台湾は中国語書籍市場において戦略的に重要な地位にあり、台湾は中国を理解しているため、よりスムーズに中国市場へ参入することができる。城邦の何飛鵬首席執行長（CEO）も、今年（2011 年）台湾市場で足場を固め、早ければ来年（2012 年）上半期に中国へ進出したいとしている。双方は合併で中国子会社を設立する可能性を否定していない。(2011.09)

## J110928X5

### 07 Google が台湾にクラウドデータセンターを設置

世界最大の検索エンジンである Google が 2 億米ドルを投じてアジアにクラウドデータセンター 3 ヲ所を設置すると発表した。設置場所は台湾（彰化県）、シンガポール、香港で、それぞれ建設用地を取得しており、1～2 年で運営を開始する計画。これは Google にとって初

のアジアにおけるデータセンター設置となり、コンピュータ、通信、データ保存システム以外に、予備電源、セキュリティ設備等も設置するものとみられる。

Googleによると、アジア太平洋市場のインターネット人口は激増しており、アジア市場をさらに開拓するためにアジアにおけるデータセンター建設用地をずっと物色してきた。台湾での設置は、市場が近く、インフラが整備され、一流の技術者がそろっており、さらにビジネス法規が整っていること等が考慮されたため。

経済部長はGoogleの台湾投資を大いに歓迎している。台湾ICT産業の実力が高く、アジア太平洋の海底ケーブルの中枢にある。2010年経済部は「亞太資訊運籌中心計畫（アジア太平洋データロジスティクスセンター計画）」を始動しており、クラウド技術の枠組み、整備されたインフラと投資環境で海外大手企業や海外の台湾企業が台湾で研究開発本部やデータセンターを設置するとともに、台湾の学校、企業、政府機関と提携してクラウドコンピューティング計画を発展させることを目指している。同計画は台湾クラウドサービス普及に対して好ましい相互関係をもたらすだろう。Googleデータセンターの設置は台湾にとって世界トップクラスの研究開発人員を導入し、台湾のICT産業と密接に提携して、台湾を世界のクラウドサービスの重要拠点とならしめるのに役立つことが期待されている。(2011.09)

## J110917X5

### 08 稀にみる1億米ドル規模の大型投資計画

#### 「エルピーダ-瑞晶の後里R&Dセンター計画」が審査を通過

先ごろ「エルピーダ-瑞晶の後里R&Dセンター計画」が経済部の審査を通過した。同計画では、既存のモジュール、部品及び統合関連の技術を活用して新たにプロセスルール40ナノ以下の4F<sup>2</sup>メモリセル技術を開発し、技術移転、学術研究機関との共同開発、人員の訓練等を通じて台湾企業に自主技術を掌握する機会を与え、台湾のDRAM産業における国際的な地位を高めることを重点としている。

エルピーダメモリ株式会社（中国語名：爾必達）は日本最大規模を誇るメモリメーカーで、後里R&Dセンターは40ナノ以下の4F<sup>2</sup>メモリセル技術を主に開発し、将来は瑞晶電子股份有限公司（Rexchip Electronics Corporation）、力晶科技股份有限公司（Powerchip Technology Corporation）、華邦電子股份有限公司（Winbond Electronics Corp.）に次世代製品の量産を委託していく。情報筋によると、エルピーダによるこの投資規模は約1億米ドル（約29.5億新台幣に相当）に達し、史上稀にみる大型投資計画だといえる。

経済部は2002年から「外国企業による台湾R&Dセンター設置奨励計画」を推進してきた。同計画は台湾産業の技術発展の趨勢と需要に合わせて海外大手企業や研究機関に対して台湾R&Dセンターの設置を誘致することで、研究開発体系の国際化、重点領域における最先端技術開発の強化、高度な技術を持つ研究開発者の育成を目指している。現在すでに海外大手企業及び研究機関35社が台湾で50か所のR&Dセンターを設立している。2011年3月11日の東北大震災発生後、経済部は日本企業に対して台湾での研究開発を拡大し、天災によるリスクを分散するよう呼びかけ、日本企業からの重要技術導入を強化している。2011年は同計画の重点推進地区を日本とEUに調整している。

経済部によると、エルピーダ以外にIBM、ASML（訳注：世界最大の半導体用露光機メーカーで、本部はオランダ）、小学館等の大手企業が台湾R&Dセンターを設置するための準備作業に協力している。(2011.09)

## J110928Y8

### 09 台湾IT競争力が世界13位に

エコノミスト・インテリジェンス・ユニット（Economist Intelligence Unit、略称EIU）が「2011年IT産業競争力指標（IT Industry Competitiveness Index 2011）」調査レポートを発表した。それによると、米国とフィンランドが2010年に続いてそれぞれ1位と2位を獲得した。2011年に20位までにランキングされたアジア太平洋地区の経済体は7カ国に増えており、アジア諸国が著作権保護と法令改革の実施を行って以来IT競争力が急上昇していることがうかがえる。シンガポールは人的資源が改善されたため6位から3位へと大幅にランクを

上げ、アジア太平洋地区経済体では最高となった。次いでオーストラリア（8位）、台湾（13位）、日本（16位）、ニュージーランド（18位）、韓国（19位）、香港（19位）となっている。

台湾は今回2ランク順位を上げ、研究開発環境と人的資源の2項目ではそれぞれ世界5位以内に入っている。調査対象の66カ国のうち、マレーシアが前回比11ランクアップの31位に、インドも10ランクアップの34位となり、驚くべき成長力を示した。

同調査は2007年に始まり、2年に一度行われている。評価項目は総合的なビジネス環境（Overall business environment）、ITインフラ（IT infrastructure）、人的資源（Human capital）、研究開発環境（R&D environment）、法的環境（Legal environment）、IT産業発展支援（Support for IT industry development）の6項目となっている。（2011.09）

IT競争力ランキング					
順位	国	前回比	順位	国	前回比
1	米国	—	10	イスラエル	+3
2	フィンランド	—	13	台湾	+2
3	シンガポール	+6	16	日本	-4
4	スウェーデン	-1	18	ニュージーランド	+1
5	英国	+1	19	韓国	-3
6	デンマーク	+2	19	香港	+2
7	カナダ	-3	31	マレーシア	+11
8	アイルランド	+3	34	インド	+10
8	オーストラリア	-1	38	中国	+1
10	オランダ	-5			

資料出所：EIU

J110907Y8

## 10 WEFの「2011年国際競争力ランキング」

台湾の競争力はスコア上昇するも順位変わらず

世界経済フォーラム（WEF）が2011年の「国際競争力レポート」を発表した。台湾のスコアは上がったものの、調査対象142カ国の中で前回と同じ13位、アジアで4位にランキングされた。

かつ台湾は111項目の指標のうち37項目について2006年にWEFが国際競争力ランキングを編纂し始めて以来の最高記録を達成し、その中でも8項目は世界1位となった。とくに「国民100万人あたりの特許取得数」は4年連続で1位を獲得し、史上最高の成績となっている。「技術革新」も142カ国中9位にランキングされ、台湾の技術革新力の高さを示している。

さらに台湾は2011年初めて欧米の先進国35カ国とともに「技術革新主導」（Innovation Driven）経済体と評価された。平均国民所得が1.7万米ドルを突破している。台湾は2010年まで効率性主導（Efficiency Driven）経済体と評価されていたが、チリ、ウルグアイ、ポーランド、ハンガリー等15カ国とともに技術革新主導へと移行した。

WEFが発表した国際競争力ランキング上位10か国にはそれぞれスイス、シンガポール、スウェーデン、フィンランド、米国、ドイツ、オランダ、デンマーク、日本、英国が含まれている。台湾の主な競合相手である韓国は24位（前年比2ランク後退）、中国は26位（同1ランク上昇）となっている。（2011.09）

台湾の WEF 国際競争力ランキング		
指標	2011年	2010年
総合	13	13
1.基本要件	15	19
(1) 制度	31	35
(2) インフラ整備	20	16
(3) マクロ経済の安定性	22	20

(4) 保健衛生・初等教育	11	11
2.効率性向上要素	16	16
(1) 高等教育	10	11
(2) 市場効率性	11	15
(3) 労働市場効率性	33	34
(4) 投資市場洗練性	24	35
(5) 技術先進性	24	20
(6) 市場規模	16	17
3.改革・洗練化要素	10	7
(1) ビジネス洗練性	13	13
(2) 技術革新	9	7
資料出所：世界経済フォーラム（WEF）、経済建設委員会		

2011年 WEF 国際競争力ランキング 台湾が1位の項目	
評価指標	台湾が優位性を持つ項目
基本要件	国民100人あたりの電話回線数
	インフレ率（物価上昇率）
	今後5年間にマラリアがビジネスに与える影響の程度
	マラリアの発生率
効率性向上要素	地元市場競争の激しさ
	金融サービス料金の安さ
改革・洗練化要素	産業クラスター形成の程度
	国民100万人あたりの特許取得件数
資料出所：世界経済フォーラム（WEF）、経済建設委員会	

J110902Y8

## 11 BERI 2011年第2次「投資環境リスク評価報告」

### 台湾の投資環境は世界3位

米国のビジネス環境リスク評価会社（Business Environment Risk Intelligence : BERI）が発表した2011年第2次「投資環境リスク評価報告」によると、台湾の総スコアは前回より1ポイント高い73点となり、ノルウェーと並んで3位にランキングされた。これは2000年以来最高の順位。世界の評価対象50カ国の中でシンガポールとスイスに次いで3位、アジアでは2位となった。台湾の投資環境は依然1Bクラスの「投資に適した地区」と格付けされた。

経済部の施顔祥部長によると、最近欧米諸国の経済状況が思わしくない中、アジアの中で台湾の政治経済情勢は比較的安定している。とくに两岸関係（中台関係）が安定しつつあるため、国際格付機関からプラスの評価を受けている。今回BERIも台湾を高く評価しており、台湾の投資マクロ環境が評価されたものだといえる。（2011.09）

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 商標権関連

#### ■判決分類：商標

- I Adidas（アディダス）、Jump（ジャンプ）商標対戦が、知的財産裁判所に蔓延  
六年にわたる訴訟は、行政裁判所の上、下級審による雲泥の差がある判決で、世界から嘲笑される虞、知的財産裁判所に審理を差戻し

#### ■ハイライト

ドイツ企業 adidas 会社と我が国において将門 (Jump) をブランド名とする旅東貿易会社との商標が類似することから、市場で併存できないか否かの問題は、adidas 製品が台湾で販売できるか否かに関わるため、大きな影響を及ぼした。Adidas 会社は、知的財産局がその商標権を取消したことに對して、告訴を提起した。最高行政裁判所では昨日、原審の台北高等行政裁判所による差戻審の判決を破棄し、知的財産裁判所に審理を差し戻した。

最高行政裁判所では、台北高等裁判所による原判決を二回目に破棄した今回の結果は、6年にわたった訴訟が「原点」に戻るようになった。本件の行政訴訟過程については恐らく世界から嘲笑されることになる。

Adidas 会社が台湾において商標の行政訴訟を提起した過程から見れば、台北高等行政裁判所による二回の判決ではともに、adidas と Jump の商標が類似していることから、消費者に混同誤認を生じさせやすい事由に該当すると認定し、両製品は、長年にわたり市場で併存している事実を無視した。最高行政裁判所では、台北高等行政裁判所による原判決を二回も破棄した理由も全く同一であり、つまり、両商標が類似と混同誤認を構成しないとして、知的財産局が adidas 商標を取消す条件を満たさないとしたことである。

ところが、上、下級審の見解に「雲泥の差がある」ため、業者にダメージを与え、訴訟が六年も長引かれた末、原点に辿ったことは、行政裁判所の訴訟効率と正義があるかと疑問視される。幸いに、我が国は、2008年7月1日に知的財産裁判所を設立したので、今回最高行政裁判所が下級審である台北高等行政裁判所の判決を破棄した後、知的財産裁判所という専門の裁判所に審理を差戻すことができるようになった。さもないと、行政裁判所の一、二審間で引き続き「争いあう」実態の決着が何時つくのかは知る由もなく、世界から嘲笑される虞がある。

知的財産裁判所の本件に対する判決が、一体、最高行政裁判所と「同一」の見解を示すか、それとも、台北高等行政裁判所による二回の判決結果を支持するかは、本件の「嘲笑される商標の争い」に関して、我が国の裁判所で「紛争、争議を解決する」公正な判決を言い渡すか、それとも業者が裁判所による審理体系において、「たらいまわし」にされ、終審裁判所でも決着がつかない実態にとどまるかに左右されることになる。【2010-02-27 工商時報 A14/記者張国仁】

Adidas 商標訴訟に関する数回の判決		
期日	裁判所	結果
2005.11.02	台北高等行政裁判所	Adidas 敗訴
2007.07.12	最高行政裁判所	Adidas 敗訴。原判決を破棄し、台北高等行政裁判所に審理を差し戻した。
2008.04.24	台北高等行政裁判所	Adidas 差戻一審敗訴
2010.02.25	最高行政裁判所	Adidas 勝訴、原判決を破棄し、知的財産所に審理を差し戻した。
リスト作成者：張国仁 資料出所：一、二審行政裁判所による判決書		

## II 判決内容の要約

### 基礎データ

#### 最高行政裁判所判決

【裁判番号】99,判,189

【裁判期日】20100225

【裁判事由】商標の無効審判

上訴人 ドイツ企業・亞得脱士・沙洛蒙股份公司 (Adidas AG ; 旧名:Adidas—Salomon AG)

被上訴人 經濟部知的財産局

参加人 旅東貿易股份有限公司

上記当事者間における商標の無効審判請求事件につき、上訴人は、2008年4月24日台北高等行政裁判所による96年度訴更一字第131号判決に対して、上訴を提起したので、本裁判所は次のとおり判決する。

#### 主文

原判決を破棄し、知的財産裁判所に差し戻す。

## 一 事実要約

上訴人は1996年12月17日に「adidas&3-strippedevice」商標（以下係争商標という）を登録第54342号「adidas」商標の連合商標として、登録当時の商標法施行細則第49条所定の商品及びサービス区分表第25類の靴、マフラー、帽子、靴下等使用商品に指定し、被上訴人に登録出願したところ、被上訴人により第798026号連合商標として登録査定された。その後、2003年1月24日に参加人は、係争商標が登録時の商標法第37条第1項第12号に違反するとして、登録第438897号、第203597号、第359277号、第191460号、第741627号商標（以下引用商標という）を付して、無効審判の請求を行った。被上訴人が審査した結果、2003年7月1日付中台評字第920022号商標無効審判審決書をもって「係争連合商標の登録を無効とすべきである」との処分を下した。上訴人はこれを不服として、訴願を提起したところ、經濟部は2003年11月19日に経訴字第09206223820号訴願決定書をもって原処分を取消し、改めて適法な処分を下すよう被上訴人に命じた。その後、商標法が改正され、2003年11月28日に公布施行され、同法第86条第1項に基づき、係争連合商標は独立の登録商標と見なすことになっている。無効審判の請求が被上訴人により改めて審査されたところ、2004年4月16日付中台評字第920530号商標無効審判審決書をもって「係争商標の登録が取消されるべきである」との処分を下した。これに対して、上訴人は不服として、訴願を提起したが、原審裁判所による2004年度訴字第3622号判決（以下前審の判決という）で棄却された。上訴人はこれを不服として、上訴を申立てたところ、本裁判所による96年度判字第1214号判決で前審の判決を破棄し、原審裁判所に審理を差し戻した。その後、原審裁判所では、96年度訴更一字第131号判決（以下原判決という）をもって棄却したため、上訴人は、これを不服として本件の上訴を申立てた。

## 二 両方当事者の請求内容

原告：訴願決定及び原処分取消しの判決を下すよう請求する。

被告：上訴人による訴えを棄却する旨の判決を下すよう請求する。

## 三 本件の争点

本裁判所で調べた結果、本件の争点は次の通りである。

- (一) 「2003年4月29日に改正された本法施行前に、既に登録を出願し、又は無効審判の請求を行ったが、まだその審決が下されていない事件は、本件改正施行前後の違法事由にともなうに該当する場合に限り、始めてその登録を取消することができる。その手続きは、改正後の規定により処理する。」と商標法第91条第1項に明文で規定されている。これに基づき、商標見本が「他人の同一商品又は類似商品に同一又は類似の登録商標である場合」、登録を受けることができない；商標が「同一又は類似の商品又は役務における他人の登録商標又は先に出願された商標と同一又は類似であり、関連する消費者に混同誤認を生じさせるおそれがあるもの」は、登録を受けることができないと、それぞれ係争商標が出願時の商標法第37条第1項第12号及び現行商標法第23条第1項第13号の本文に明文で規定されている。それ故、上訴人即ち参加人は係争商標の登録を取消するか否かを争っていることについては、係争商標と引用商標との見本が同一又は類似であるか、指定商品が同一又は類似であるか、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるか否かにより判断されるべきである。
- (二) 商標無効審判事件について、係争商標が出願時の商標法第37条第1項第12号及び現行の商標法第23条第1項第13号に該当するものは、その商標の類似態様が、外観類似、観念類似及び呼称類似であり、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるかを判断するにあたり、商標が類似するか否かに関しては、一般の消費者が普通の注意を施す原則、全体的な観察及び主要部分の比較原則、時間と場所を異にして隔離的観察を行い、改めて商標識別力の強弱、係争商標と引用商標が類似を構成するか、その類似がどの程度か、商品又は役務が類似しているか、その類似がどの程度であるか、先権利者が多角化経営をしているか、実際に混同誤認を生じさせた事由に該当するか否か、関連する消費者は、係争商標及び引用商標に対する熟知度、係争商標の出願人が善意であるか、その他混同誤認を判断する原因等があるかを参酌し、始めて係争商標が出願時の商標法第37条第1項第12号及び現行の商標法第23条第1項第13号の事由に該当するか否かを適当に認定するこ

とができ、もって正確に法を適用し、商標の無効審判が成立するか否かの審決を下すものである。又、商標類似及び商品/役務類似の法定要件を満たす場合でも、なおも混同誤認を生じさせる虞がある事由に該当し、始めて無効審判成立の審決を下すことができる。また本法でいう著名とは、既に関連する事業者又は消費者に広く認識されていると認定に足りうる客観的証拠を有していることをいい、これは、改正前の商標法施行細則第 31 条第 1 項及び現行の商標法施行細則第 16 条に明文で規定されている。更に、いわゆる「関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるもの」とは、商標が関連する消費者にその表彰する商品の出所又は製造の主体に混同誤認を生じさせる虞があることを言う。それ故、上訴人は係争商標を取消すか否かを争っていることについて、係争商標と引用商標との見本が同一又は類似であるか、指定商品が同一又は類似であるか、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるか否かにより判断されるべきである。

#### 四 判決理由の要約

(一)調べた結果、本件の原処分及び訴願決定は、係争商標と引用商標との商標見本を比較したところ、その商標全体が与えられるイメージが同一であり、時間と場所を異にして観察すれば、類似商標を構成し、且つ両商標が同一又は類似の指定商品に使用され、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があることを理由にし、係争商標の登録を取消した。そのため、原処分及び訴願決定は、商標見本及び商標を使用した商品の比較結果だけでもって、係争商標の登録を取消したもので、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるか否かに関連する重要要素の存在、又は混同誤認の衝突の排除要素の存在を酌量したこともないことから、酌量すべきことを怠った虞があるものである。原判決では次の見解を示している。

1. 係争商標と引用商標の商標見本を比較する際に、外観上与えられる全体的イメージについて時間と場所を異にして観察し、普通の知識経験を有する商品消費者が、購買時に普通の注意を施すだけで、類似を構成する商標とみなすべきである。
2. 係争商標と引用商標がブーツ・靴、帽子、靴下等と同一又は類似の商品に使用されていることから、両商標及び商品の類似程度等要素を総合的に判断したところ、一般の消費者に両商標の商品が同一の出所に由来するか、又は両商標の使用の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させることにより、混同誤認を生じさせることから、改正前の商標法第 37 条第 12 号及び現行の商標法第 23 条第 1 項第 13 号を適用すべきである。
3. また、上訴人の提出した 1992-1996 年商品カタログによれば、係争商標の使用は国内市場で 1995、1996 年頃からであり、出願時は著名商標ではないが、著名メーカーを理由にし、その登録した商標のすべてが著名商標に該当すること等を推論し、上訴人による原審の訴えを棄却すると認定され難いものである。原判決が差し戻された後、「商標類似」、「商品類似」の必要な要素、両商標の併存状況、係争商標が著名であるか否かの事情が酌量されたが、「関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるか否か」、「なおもその他の補助要素を参酌しなければならぬ」という本裁判所による差戻し趣旨、つまり、両商標の商標識別力の強弱、両商標の類似を構成し、並びにその類似程度、先権利者が多角化経営をしているか否かの事情、実際に混同誤認を生じさせる事情があるか否か、関連する消費者が係争商標と引用商標に対する熟知度、係争商標の出願人が善意であるか否か、混同誤認を判断するその他の混同誤認要素等が存在するか否かに対して、原判決では一々斟酌するか、それとも斟酌を必要としないかの理由をも釈明していないことは、上訴人からも指摘されていることから、原判決が理由不備の違法に該当しないとは言われ難いものである。

(二)次に調べたところ、原判決で係争商標の登録公告後から（1998 年 3 月 1 日）審決にかけて（2004 年 4 月 16 日）の期間において、両商標が併存でき、混同誤認の虞がないと判断した根拠について、上訴人が提出した 1992 年から 1996 年までの商品カタログ、1992 年から 1997 年までの民生報、大成報又は雑誌の報道、1979 年から 1988 年までの新聞切抜きのいずれも係争商標の登録公告前のことであり、現行の商標法第 54 条但書の審査範囲ではないことから、商標法第 54 条但書規定を適用しないと認定したことは間違いがないものである。ところが、商標法第 54 条に基づく、「無効審判請求の審決が成立した案件においては、その登録を取消さなければならない。但し、審決時において、当該不登録事由が既に存在しないものは、公益及び当事者の利益を参酌した後、不成立の審決にすることができる。」となってい

て、その規定は、もとより、係争商標が審決時に登録を取消すべき事由に該当するが、審決時に当該取消すべき事由が存在しないときは、例外として始めて但書の規定を適用し、公益及び当事者の利益を参酌した後、不成立の審決を下すことができるものである。一方、もし係争商標が登録公告前（即ち 1998 年 3 月 1 日前）に、既に引用商標と併存し、且つ関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞がないときは、もとより登録を取消す事由に該当せず、即ち、商標法第 54 条規定の前段を適用しないことで、同条但書規定を適用するか否かの問題にならないのは当然である。本件両商標がもとより商標の類似、及び指定商品が同一又は類似の事由に該当するが、これら商標の類似程度が関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるか否かについて、更に調査する必要があることは、前述で指摘した通りである。係争商標が「無効審判請求の審決が成立した案件においては、その登録を取消さなければならない」という前提要件に合致するか否かについてなおも究明する必要がある。

(三)最後に「この法律で商標の使用とは、販売を目的として、商標を商品、役務又はその関連物に用い、又は平面図形、デジタル映像音声、電子媒体又はその他の媒体に利用され、関連する消費者に商標として認識されるに足りることをいう。」との商標法第 6 条の規定から分るように、商標の使用は、登録、公告済の商標に限らず、つまり、係争商標と引用商標が併存する使用状況を参酌し、両衝突商標の類似程度の高低を斟酌した後、一步進んで関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるか否かを酌量するにあたり、参考となる商標識別力の強弱、実際に混同誤認を生じさせる事由に該当するか、先権利者が多角化経営をしているか、係争商標の出願人が善意であるか、その他混同誤認等関連要素の有無などを酌量する場合、係争商標が実際に使用した期日を基準としなければならない。ところが、調べたところ、上訴人が原審で提出した更一審 1979、1980、1981、1984、1988、1995 年経済日報及び 1984 年中国時報の新聞切抜きからでは、上訴人の商品が 1979 年頃より台湾で売り捌かれていたことが判明できる。更に上訴人が提出した中国語版の商品カタログ（Autumn Winter Collection、Spring Summer 等）、1992-1997 年民生報、大成報、籃球（バスケットボール）雑誌等資料に間違いがなければ、係争商標が少なくとも 1992 年（民国 81 年）より台湾地区で販売、使用されていることが判明できる。本件の無効審判審決に至るまで（2004 年 4 月 16 日）、実に十数年も経たことから見れば、係争商標の販売、使用時間が短期間ではなく、それが引用商標と少なくとも十数年間も併存していることから、両商標識別力の強弱程度の如何、関連する消費者が、係争商標と引用商標に対する熟知度の如何、係争商標の識別性がなおも存在し、引用商標と区別するに足りるもので、関連する消費者に識別でき、混同誤認を生じさせる虞がないか、また市場で販売するにあたり、実際に混同誤認を生じさせた事情があるか否か、係争商標の出願人が善意に使用したか否かについて究明する余地がないことではない。これらは、両商標が関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があるか否かを斟酌するときの重要な要素であるが、原審で酌量を怠ったことは適切を欠くものである。

前記を踏まえて、原処分及び訴願決定では、係争商標と引用商標の商標見本及び指定商品が同一又は類似であるとの比較を行っただけで、直ちに両商標が類似商標を構成し、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞があると認定し、係争商標の登録を取消した。ところが、関連する消費者に混同誤認を生じさせる虞がある関連要素の存否、又は混同誤認の衝突の排除要素の存否を酌量せずに、酌量すべきことを怠った虞がある。原判決では、両商標の類似及び同一又は類似商品に使用することを酌量した結果、商標法第 54 条但書規定に基づく適用事由に該当しないとの見解は、不適切ではないが、なおも前記の関連要素等を究明しなければならないことから、原処分及び訴願決定を維持したことは、妥当ではない。それ故、本件の上訴趣旨で、原判決を指摘した理由のすべてが受け入れられるものではないが、原判決で認定した事実の前記の調査すべき事項があるので、維持することができない。それ故、正確に法律を適用し、公正さを保つために、上訴に理由があると認定し、原判決を廃棄し、知的財産裁判所に審理を差し戻ししなければならない。

前記を総合して、本件の上訴に理由があり、行政訴訟法第 256 条第 1 項、第 260 条第 1 項、智慧財産案件審理法施行細則第 5 条第 1 項に基づき、主文のとおり判決する。

中華民國 99 年 2 月 25 日  
最高行政裁判所第四法廷

審判長裁判官 劉 鑫 楨  
裁判官 黄 秋 鴻  
裁判官 林 文 舟  
裁判官 曹 瑞 卿  
裁判官 陳 鴻 斌

## 02 著作権関連

### ■ 判決分類：著作権

#### I 音楽著作権協会のカラオケ使用報酬の引き上げについて、知的財産裁判所による不許可の判決

##### ■ ハイライト

2008年12月中旬、台湾音楽著作権協会の理事会の決議では、パソコンカラオケの使用報酬を、本来の毎年1台1,200台湾ドルから、大幅に2,000台湾ドルに引き上げ、その増加率が67%に達するが、知的財産局が許可しなかった。両機関はこの問題で訴訟を行ったが、知的財産裁判所は、台湾音楽著作権協会の増加率が、明らかにその管理している音楽著作の数量とは比べものにならないほど少なく、具体的な市場占有率が提出される前は、知的財産局の値上げの不許可には、法による根拠があると認定し、当該協会の敗訴を判決した。

経済部知的財産局が台湾音楽著作権協会に発送した書簡では、もし値上げする場合、まず実際にユーザーが当該協会の音楽著作物を利用した数量及び使用意見を了解または調査する必要があり、そうすることにより市場規制に該当する旨を返答した。

よって、台湾音楽著作権協会では2009年1月20日に「カラオケ業者と音楽仲介団体の使用報酬協議会」が開催され、音楽仲介団体が自ら各パソコンカラオケ業者と協議し、各仲介団体での著作を使用した市場占有率の結果が判明する前は、使用報酬を調整してはならないとの一致した認識が達成した。

ところが、台湾音楽著作権協会はその後、以前の当該協会の決議を引用し、2009年1月1日にカラオケの使用費を引き上げると発表した。知的財産局は同年4月2日に書簡を発送し、当該協会がカラオケの使用費を、本来の毎年1台1,200台湾ドルから、大幅に2,000台湾ドルに引き上げることを禁止する旨の行政処分を下した。

知的財産局は、台湾には3つの音楽仲介団体があるが、調べたところ、台湾音楽著作権協会が管理している楽曲は4,874曲だけで、中華音楽著作権協会（MUST）では1,700万曲あり、台湾音楽著作権者聯合總會（MCAT）では2.5万曲もある。現在、MUSTとMCATの毎年のカラオケ1台の使用費はそれぞれ3,000台湾ドルである。台湾音楽著作権協会が所有している歌で利用されている状況は相対的に少なく、もし値上げにこだわるのであれば、MUSTとMCATの使用費と比較して、明らかにバランスが取れないものである。

公益を考慮し、公平、合理的なユーザーによる料金負担原則を実行するために、知的財産裁判所の判決では、知的財産局が当該協会による値上げを禁止したことには、法による根拠がある。

知的財産裁判所の話しによると、台湾音楽著作権協会が管理している音楽著作物は、確かにMUSTとMCATの数量とは比べものにならないほど少ない。知的財産局が値上げを禁止した行政処分は、合法で、且つ合理的である。本件は上訴することができる。【2010-03-02 工商時報 A16 版記者張国仁／台北報道】

#### II 判決内容の要約

##### 基礎データ

知的財産裁判所の行政判決

【裁判番号】98年度行著訴字第1号

【裁判期日】2010年2月11日

【裁判事由】著作権に関する事務

原告 告 社団法人台湾音楽著作権協会  
被告 告 經濟部知的財産局

主文

原告の訴えを棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

#### 一 事実要約

原告は2008年12月17日に当該協会2008年12月10日付第3回第3次臨時理事会の会議記録を添付し、前記会議提案4の決議では、当該協会が2009年1月1日よりパソコンカラオケの使用報酬を、本来の毎年1台1,200台湾ドルから、2,000台湾ドルに引き上げる旨を審査の参考に被告に送付した。被告は2008年12月31日付智著字第09700112430号書簡により、市場規制に該当するために、実際にユーザーが当該協会の音楽著作物を利用した状況及び使用意見を了解または調査するよう原告に要求した。更に2009年2月11日付慧著字第09816000460号書簡により、2009年1月20日に開催された「カラオケ業者と音楽仲介団体の使用報酬協議」の共識に基づき、前記音楽仲介団体が自ら各パソコンカラオケ業者と協議し、各仲介団体での著作を使用した市場占有率の結果が判明する前は、使用報酬を調整してはならないよう原告に要請した。しかし原告は当該会2008年12月10日の第3回第3次臨時理事会会議の決議により、パソコンカラオケの使用報酬を引き上げたので、被告は著作権仲介団体条例第38条第4項の規定により、2009年4月2日付智著字第09816000940号書簡で原告の現行の1台1,200台湾ドルを、2,000台湾ドルに引き上げることを禁止する旨の行政処分を下した。原告はこれを不服として訴願を提起したが、棄却と決定されたので、本裁判所に行政訴訟を提起した。

#### 二 両方当事者の請求内容

原告の主張：訴願決定及び原処分の取消の請求。

被告の主張：原告の訴えを棄却することの請求。

#### 三 本件の争点

被告は原告の使用報酬比率の引き上げを禁止することができるかどうか？法的根拠は何なのか？合理性があるかどうか？

#### 四 判決理由の要約

また「主務官庁は仲介団体の運営及び財産状況により、必要があると認定した時、業務執行の方法を変更し、またはその他の必要な処置をするよう仲介団体に命じることができる。」と同条例第38条第4項に規定されている。

従って、仲介団体はその実際の使用報酬を変更するには、同条例第38条第4項で言う仲介団体の業務運営の執行事項である。また我国の著作権仲介団体の制度では、行政機関が監督、指導を行う許可制が採用されており、著作権仲介団体条例の立法目的を貫徹、実行し、市場の秩序を維持し、著作権仲介団体に違法または不当な事情があることを避けるために、著作権仲介団体条例の第38条第4項では著作権仲介団体の不当な業務執行を禁止することができる旨を主務官庁に許諾している。

また原告は市場占有率の統計を提供できず、原告が管理している楽曲の数量は約4,874曲（またはその称するところでは、最近既に6,092曲に増加した）であり、その他の二つの音楽著作仲介団体には及ばず、即ち社団法人中華音楽著作権協会(MUST)が管理している楽曲の数量は1,700万曲で（18万6,000曲程の中国語楽曲を含む）、社団法人台湾音楽著作権者聯合總會(MCAT)が管理している楽曲の数量は25,473曲の楽曲であり、当該2つの仲介団体が実際に受け取っている使用報酬は毎年パソコンカラオケ1台につき3,000台湾ドルであるが、本件原告はパソコンカラオケの実際に受け取っている使用報酬を毎年の1台1,200台湾ドルから、2,000台湾ドルに引き上げることを決定したので、明らかにその管理している音楽著作の数量とは比べものにならないほど少ない。また前記の通り、本件原告がその実際の使用報酬を変更したことは、同条例第38条第4項で言う仲介団体の業務運営の執行事項である。よって、被告は音楽文化の交流を促進し、公益に基づき、著作権仲介団体条例第38条第4項の規定によ

り、2009年4月2日付智著字第09816000940号書簡で原告の1台1,200台湾ドルを、2,000台湾ドルに引き上げることを禁止する旨の行政処分を下したことに違法な部分がない。

中華民國 99 年 2 月 11 日  
知的財産裁判所第二庭  
審判長裁判官 陳国成  
裁判官 蔡惠如  
裁判官 陳忠行

## 五 関連条文抜粋

著作権仲介団体条例（2010年2月10日修正前の条文）

第3条 本条例用語の定義は以下の通り：

- 一、著作権仲介団体（以下は仲介団体と称する）：同種類著作の著作財産権者は本条例により登記で成立され、著作財産権者のために、その著作財産権を管理し、且つ仲介団体の名義で、権利を行使し、義務を履行する社団法人を言う。
- 二、著作権仲介業務（以下は仲介業務と称する）：仲介団体の名義で、ユーザーと個別許諾契約または概括的許諾契約を締結し、且つ使用報酬を受け取り、配分する業務を指す。
- 三、使用報酬率：使用報酬計算の基準またはその比率を指す。
- 四、管理費：仲介団体が仲介業務を執行し、著作財産権者から受け取る費用である。
- 五、個別許諾契約：仲介団体とユーザーとの約定で、仲介団体がその管理している特定な著作財産権をユーザーに許諾し、ユーザーが使用報酬を支払う契約を言う。
- 六、概括的許諾契約：仲介団体とユーザーとの約定で、仲介団体がその管理している全部の著作財産権を一定期間内に回数を問わずに利用することをユーザーに許諾し、ユーザーが使用報酬を支払う契約を言う。
- 七、管理契約：著作財産権者と仲介団体との約定で、仲介団体がその著作財産権を管理し、且つ受け取った使用報酬を著作財産権者に配分する契約を指す。

第4条 仲介団体の設立は、発起人が申請書を添付し、下記事項と共に主務官庁に許可を申請する：

- 一、発起人の名簿。発起人の姓名または名称、国籍、出生年、月、日、住所もしくは居所、事務所或いは営業所の所在地及びその享有している著作財産権の著作名称及び著作類別を記入する。
- 二、定款。
- 三、使用報酬の受取及び配分方法。
- 四、使用報酬率及び管理費の比率または金額。
- 五、個別許諾契約、概括的許諾契約及び管理契約の見本。
- 六、その他の主務官庁が指定した書類。

発起人は少なくとも三十人以上とし、その中、半数以上が中華民國人で、且つ国内に住所があるべきである。

第一項の申請書には設立の許可を申請する旨を記入し、発起人全体が署名または捺印しなければならない。

主務官庁は仲介団体の許可申請を審査する時、審議に使用報酬率を著作権及び調解委員会に提出しなければならない。

第15条 総会は第一回会議は発起人が招集する外、董事会が招集し、毎年少なくとも一回を招集する。

総会の決議は特別な規定があることを除き、表決権総数の過半数の会員が出席し、出席表決権の過半数の同意でなければならない。

下記事項は表決権総数の過半数の会員が出席し、出席表決権者の三分の二以上の同意を得なければならない：

- 一、定款の変更。
- 二、使用報酬の受取及び配分方法の変更。
- 三、使用報酬率の変更及び管理費の比率または金額の変更。

四、個別許諾契約、概括的許諾契約または管理契約見本の変更。  
会員には平等な表決権がある。但し定款に別の規定がある場合は、その規定に従う。  
第二項及び第三項の出席数及び同意数では、定款により高い規定がある場合は、その規定に従う。

仲介団体解散の決議は、民法第五十七条の規定を適用する。

第三項第三号により変更した使用報酬率がもとの基準より高い時は、主務官庁に報告し、著作権及び調解委員会の審査に提出しなければならない。

第38条 仲介団体は法令または定款の規定により、書類を完備または作成しなければならない。主務官庁は随時担当者を派遣し検査または期限通り報告するよう命じることができる。主務官庁もまた随時担当者を派遣しその業務及び財務状況を検査することができる。

主務官庁は前項の査証または検査をする時、証明書類、証憑、書類及び関連資料の提出を仲介団体に命じることができ、かつ受取後の一ヶ月に返還する。

主務官庁が前二項により査証、検査または命令をした場合、妨害または拒絶してはならない。主務官庁は仲介団体の運営及び財産状況により、必要がある時は、業務執行方法を変更し、またはその他の必要な処置を仲介団体に命じることができる。



台灣國際專利法律事務所

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)

Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

---

記事提供：TIPLo Attorneys-at-Law 台灣國際專利法律事務所

© 2011 TIPLo, All Rights Reserved.

Attorneys-at-Law